

和歌山大学学部研究生規程

制 定 平成15年 7月25日

最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学学則第48条第2項の規定に基づき、和歌山大学学部研究生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 研究生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学、短期大学及び高等専門学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 当該研究題目の研究をするに十分な学力を有すると本学が認めた者

(出願手続)

第3条 研究生を志願する者は、学部、学環又は各機構（以下「部局」という。）の定める書類に、検定料を添えて部局長（以下「部局長」という。）に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第4条 研究生の選考方法は、書類審査とする。ただし、必要に応じ面接及び学力検査又はいずれかを行う。

- 2 研究生の選考は、当該部局の教授会又は推進会議（以下「教授会等」という。）が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第5条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(研究期間)

第7条 研究期間は、1か年以内とする。ただし、第8条の規定により、研究期間の延長を許可された場合はこの限りではない。

(研究期間の延長)

第8条 研究の必要により、研究期間の延長を希望するときは、研究期間終了の1ヶ月前までに当該部局長に願い出てその許可を得るものとする。ただし、通算の研究期間は2か年以内とする。

- 2 前項の研究期間延長に係る検定料及び入学料は納付を要しない。

(指導教員等)

第9条 研究生は、許可された指導教員の指導を受けるものとする。

- 2 研究生は、指導教員が必要と認める場合は、授業担当教員の許可を得て、研究事項に関連のある授業科目を受講することができる。ただし、単位を取得することはできない。

学部研究生規程

(研究報告書の提出)

第10条 研究生は、研究期間終了の際に当該部局長に研究報告書を提出しなければならない。

(研究成果の認定等)

第11条 部局長は、指導教員の報告に基づき、教授会等の議を経て、研究成果の認定を行う。

2 研究生には願いにより研究証明書を交付する。

(授業料等)

第12条 研究生の授業料は、前期及び後期の2期に区分し、年額の2分の1に相当する額を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、研究期間が6か月又は1か年以外の場合は、年額の12分の1に相当する額に月数を乗じた額とする。

2 研究生は、研究遂行上別途経費を必要とする場合、その経費を負担しなければならない。

(授業料等の額)

第13条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(施設等の利用)

第14条 研究生は、本学の施設等を利用することができる。

(懲戒及び除籍)

第15条 研究生として不相当と認められる行為があったとき又は所定の期日までに授業料を納めない者は、所定の手続きを経て、学長がこれを懲戒又は除籍する。

(規則の準用)

第16条 研究生については、この規程に定めるもののほか、和歌山大学学生規則を準用する。

附 則

1 この規程は、平成15年7月25日から施行する。

2 和歌山大学教育学部研究生規程（昭和27年4月1日制定）及び和歌山大学経済学部研究生規程（昭和37年11月28日制定）は、廃止する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第138号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第394号）

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月16日一部改正：法人和歌山大学規程第1236号）

この改正規程は、平成23年12月16日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1940号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2072号）

この改正規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2629号）

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。